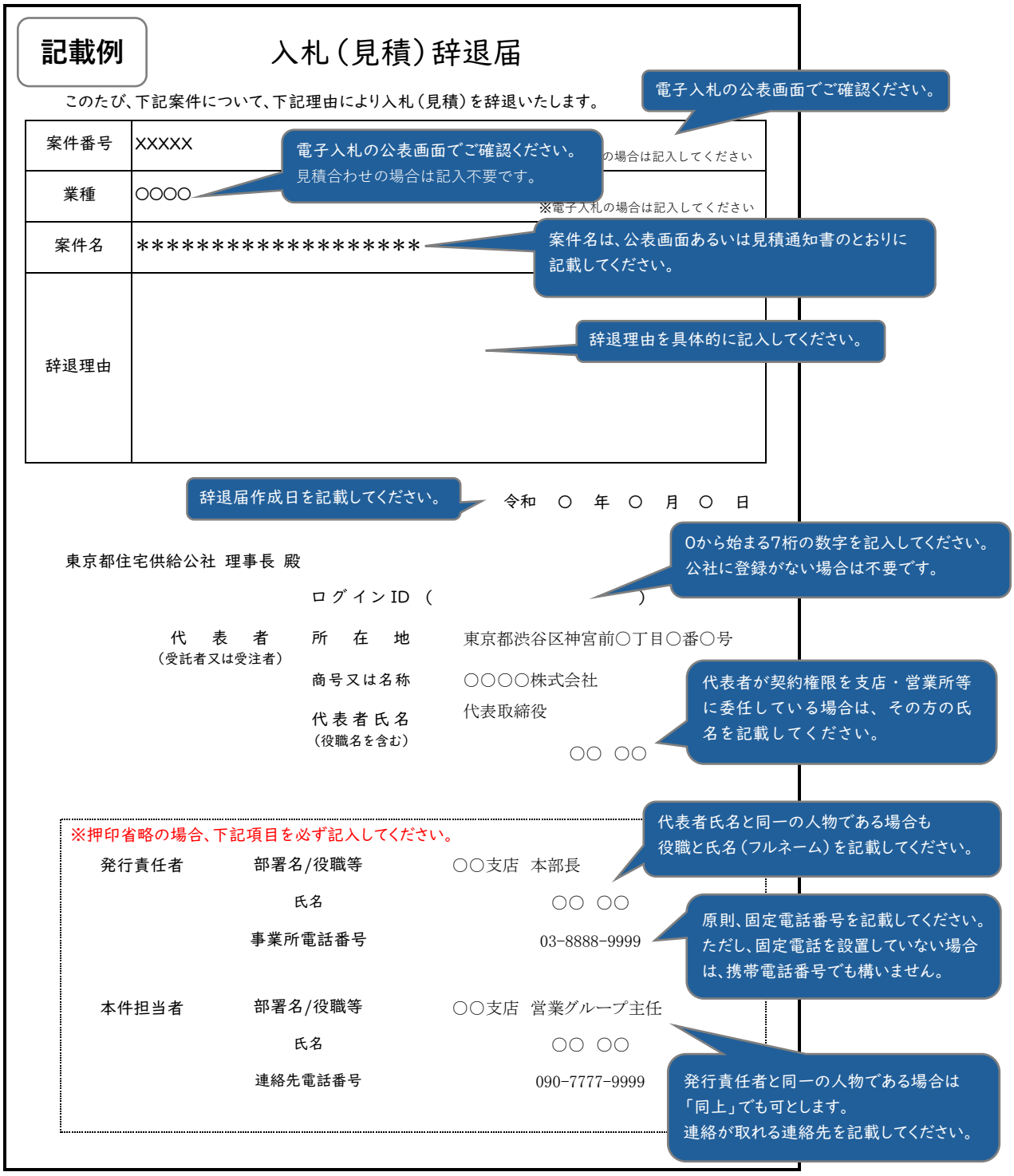
辞退届への押印省略が可能です。
（従前どおり押印済みの辞退届も受付いたします。）

※押印省略の代替措置に不備があった場合や真正性の確認ができない場合は、無効となります。
記載例を必ずご確認ください。



※メールで提出される際は、PDF形式で添付をお願いします。